



○長野県訓令第11号

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成14年10月1日から施行する。

平成14年9月30日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第3の2中 「精密工業試験場 精 試」 を

「精密工業試験場 精 試
松本創業支援センター 松 創」 に改める。

様式第8号中「(第24条、第36条の2関係)」を「(第24条、第36条の3関係)」に改める。

法規学事課行政情報室